

◇◆◇目次◇◆◇

1. イクボス養成講座のご案内について【岐阜県】
2. ハラスメントについて学ぶまなざし（企業人権）セミナーを開催します【岐阜県】
3. 平成30年7月豪雨の災害に伴い「雇用調整助成金」の特例を実施します！【ハローワーク】

★★

1. 「イクボス養成講座」のご案内について【岐阜県】

県では「岐阜県男女共同参画計画」及び「清流の国ぎふ女性の活躍推進計画」に基づき、女性の活躍推進に向けた取り組みをすすめています。

このたび、その一環として、企業経営者や人事担当者向けの「イクボス養成講座」を下記のとおり開催いたします。

当日は「幸福学」研究の第一人者である、慶應義塾大学大学院教授の前野隆司氏にご後援いただくほか、岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業経営者による実践的な取り組みの事例発表を予定しております。

自社の生産性・定着率の向上、会社の利益アップ、社員への還元という好循環を生み出すきっかけとして、是非、ご参加ください。

<詳細>

平成30年8月8日（水）

午後2時～4時（開場 午後1時30分）

○会場：長良川国際会議場 4階大会議室（岐阜市長良福光2695-2）

○内容 第1部 講演

演 題：幸福経営学～社員と会社を幸せにする経営とは！？

講 師：慶應義塾大学大学院教授 前野 隆司 氏

第2部 事例発表

テーマ：イクボスが語るわが社の成功事例・失敗事例

登壇者：鍋屋バイテック株式会社 代表取締役会長 金田 光夫 氏

株式会社羽島企画 代表取締役 宇野 恵利子 氏

ファシリテーター：特定社会保険労務士 吉田 裕里子 氏

○参加料：無料

○事前申込必要（申込についてはお問い合わせ先へご連絡いただくか、ホームページよりチラシをダウンロードいただき裏面の申込方法に添って申込をお願いいたします。）

○定員：100名

<お問い合わせ>

岐阜県イクボス拡大促進事業 運営事務局

電話 058-296-1127 メール ikuboss@suntemporary.com

FAX 058-296-1158

HP <http://www.pref.gifu.lg.jp/event-calendar/c11234/ikubosu-youseikouza.html>

★★

2. ハラスメントについて学ぶまなざし（企業人権）セミナーを開催します【岐阜県】

岐阜県では、県民一人ひとりの人権が尊重され、差別のない社会の実現を目指して、人権教育・人権啓発に関する施策を推進しているところです。

そこで、今回企業のCSR 担当者を対象とした「企業人権セミナー」を下記のとおり開催することとなりました。

つきましては、貴法人の人権に対する取り組みの一環として、是非ご参加いただきますようご案内申し上げます。

<詳細>

○日 時：平成30年9月5日（水）

午後2時～3時30分（開場 午後1時30分）

○会 場：高山市民文化会館 2-5会議室（高山市昭和町1-188-1）

○演 題：ハラスメント最新情報 あなたの理解で大丈夫ですか？

○講 師：一般社団法人職場のハラスメント研究所 代表理事 金子 雅臣 氏

○参加料：無料

○事前申込必要（申込方法については下記ホームページにアクセスしご確認ください。）

○申込期限：8月27日（月）

○定 員：60名（先着順）

<お問い合わせ>

岐阜県 人権施策推進課

電話 058-272-8250 メール c11227@pref.gifu.lg.jp

FAX 058-278-2615

HP <http://www.pref.gifu.lg.jp/kyoiku/shogai-gakushu/jinken/11227/manazashi2018.html>

★★

3. 平成30年7月豪雨の災害に伴い「雇用調整助成金」の特例を実施します！【ハローワーク】

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等（休業及び教育訓練）又は出向を行い労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金などの一部を助成するものです。

平成３０年７月豪雨による災害に伴う「経済上の理由」により休業等を余儀なくされた事業所の事業主（平成３０年７月豪雨による災害に伴う休業等であれば被災地以外の事業所でも利用可能です。）

- ・取引先の浸水被害等のため、原材料や商品等の取引ができない場合
- ・交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出勤できない、営業ができない場合
- ・風評被害により、来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない場合
- ・風評被害により、観光客が減少した場合 など

平成30年7月5日以降に初回の休業等がある計画届から適用することとし、平成30年10月16日までに提出のあったものについては、休業等の前に届出られたものとする。

- ① 生産指標の確認期間を３ヶ月から１ヶ月へ短縮する。
- ② 平成３０年７月豪雨発生時に起業後１年未満の事業主についても助成対象とする。
- ③ 最近３ヶ月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とする。

★★

送 信 先：rousei555@city.takayama.lg.jp までご連絡ください。